

Title	有業者及び其の業態に現はれた地域性 「三田」社会調査第四報告
Sub Title	
Author	奥井, 復太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1937
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.31, No.4 (1937. 4) ,p.547(47)- 573(73)
JaLC DOI	10.14991/001.19370401-0047
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19370401-0047">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19370401-0047</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 有業者及び其の業態に現はれた地域性

『三田』社會調査第四報告

奥井復太郎

序

『三田』社會調査の第四報告は居住者の生活活動に移る。先づ第一に其の有業状態に就き検査し、進んで如何なる有業々態を有するかを調べたい。元來、有業者調査はその方法に於いて相當に困難がある。何となれば、如何なる人々を以つて有業者とするかの點に就いてある。勿論歴然と職業活動に従事してゐる者には疑ふ餘地は無いが、家庭にあつて家の職業に従事又は手傳けをしてゐる場合には、その判定が困難になる。それも、場合に應じて難易に頗る相違がある。例へば職人風の家業にあつては、手傳の家人、又それらの職人として差支ないが、商店風のものとなると手傳ふ事實は歴然としてゐても職業者と認め難くなつて来る。此の點に就いては、出来るだけ、上記の標準、即ち職人風のものにあつては、家事手傳を有業とし、商店風、其の他にあつては家事手傳を、有業としなかつた。此の點で勿論本回の調査整理に可なりの不備の存するを免れないと思ふ。此處に記して一應諸賢の諒解を得たいと思ふ。

本回の報告は二部に分れ第一部は有業者調査、第二部は業態調査となる。以下直ちに兩部に分けて之を紹介する。

有業者及び其の業態に現はれた地域性

四七 (五四七)

第一部 有業調査

(一) 總説

『三田』に於ける總人口、世帯數(殊に純粹家族世帯數)に就いては既報の如くである。今、その數字丈を反復させて貰へるならば、總人口は二九、六九四人、總世帯數は五、二九四となる。

扱、有業者總數は一三、三三二人である。全人口に對しては、約四割六分弱を占める。勿論此の有業者中には、唯に家族員のみならず同居人下宿人等並びに雇人を含むのである。今此の内譯を示せば次の如くである。

- 家族有業者 六、二二九人
- 同居・下宿人有業者 一、八八四人
- 家事・營業使用人 五、一八七人
- 計 一三、三三二人

是等の内、家事及び營業使用人は其の身分上當然有業であるから、茲に問題外に置くとして、一地域に於ける有業狀態を調査するに當つては、先づ家族世帯(並びに同居人世帯)に就いて主眼を置かねばならぬ。家族世帯に就いて云ふならば、全地域の總世帯は五、二九四であるが、之れには所謂零人世帯(雇人のみを有し、家族員の居住せざる店舗、工場等)が加つてゐる爲め、之れを(一五五世帯)除くと、五、一三九の家族世帯を得る。此の家族世帯中、有業世帯なるものは四、七八四世帯を算へ、家族世帯總數に對しては、九三%に該當し、無業世帯三五五を示す。

此の有業世帯に含まれる有業者總數は六、二二九人にして、家族總數の二一、三〇〇人に對しては、二八・三%に該當する。而して有業世帯の一世帯平均有業者は一・三人に當り、一世帯内に若干の複數有業者の存在する事を示してゐる。今此の事情を表によつて示せば次の如くである。

世帯人數	各世帯ニ於ケル有業者數							合世帯計
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	
0人	155							55
1 "	88	264						352
2 "	89	655	106					850
3 "	67	775	168	26				1036
4 "	49	657	146	41	4			897
5 "	28	531	127	39	8	1		734
6 "	18	383	108	30	10	1		550
7 "	7	242	92	38	10	1		390
8 "	6	110	35	24	8			183
9 "	2	47	33	15	4	3		104
10 "	1	12	4	7		2		26
11 "		4	4	4		1	1	14
12 "			1					1
13 "		2						2
世帯數合計	510	3682	824	224	44	9	1	5294
有業人數合計	0	3682	1648	672	176	45	6	6229

有業者及び其の業態に現れた地域性

有業者及び其の業態に現はれた地域性

五〇 (五五〇)

一世帯に於いて最も多数の有業者を有する場合は六人のものであるが之れは表に見るが如くむしろ例外的で十一人世帯に一つ存在するのみである。今、有業者數に應じて、有業家族世帯に對するその比率を求めらば

有業者一人の世帯 七七%

有業者二人の世帯 一七%

有業者三人の世帯 五%

有業者四人以上の世帯 一%

となり、有業者一人の世帯が斷然優勢を示してゐる。

次に同居人下宿人等の世帯に就いて見れば其の有業者數は總數三、一八五人中、流石に有業者多く、一、八八四人を算へ、全體の五九%約六割に及んでゐる。今、各基本世帯(同居人、下宿人を置く家族世帯)を基としての同居、下宿止宿人の數に應じて、之れを世帯別として有業者數字を求むれば次の結果を得る。

同居・下宿世帯ニ於ケル有業者數

19人	同居・下宿世帯	
	不明	合計
	2	488
	1	364
		195
		93
		44
	1	23
		12
		10
		5
		4
		5
		6
		2
		3
		2
		3
	1	1
		1
		1
1		1
1	6	1265
19		1884

同居・下宿世帯ニ於ケル有業者數

世帯構成人数	同居・下宿世帯ニ於ケル有業者數													
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人	12人	13人
1人	129	357												
2人	32	176	155											
3人	17	72	59	47										
4人		36	25	17	15									
5人	1	10	12	9	9	3								
6人	2	2	5	3	3	4	3							
7人		1	2	5		2	2							
8人			2	1	2	1	3	1						
9人	1			2		1				1				
10人	1			1	1			1						
11人						1	1	1	1			1		
12人					2	1				1	1		1	
13人				1								1		
14人								1	1		1			
15人							1				1			
16人						1	1							1
17人										1				
18人														
19人												1		
24人														
25人											1			
29人														
合計	183	654	260	86	32	14	11	4	2	3	4	3	1	1
世帯数		654	520	258	123	70	66	28	16	27	40	33	12	13

有業者及び其の業態に現はれた地域性

五一 (五五二)

有業者及び其の業態に現れた地域性

五二 (五五二)

(註) 此の同居、下宿人の有業者表は、上述の如く基本世帯を中心としたもので、一軒の家に五人の同居人を置けば、五人の同居世帯としてとつたのである。従つてその五人が相互に關係が有らうと無からうと、それは問題にしてない。従つて本表の世帯總數一、二五二は又、同居人、下宿人を置く世帯の總數でもある。換言すれば本地域内に於ける同居人を居住せしめてある状態が此の表によつて明白になる。反之、同居人自身の世帯を基礎として考へれば、全然別個の數字が現はれて来る。即ち一家に五人の同居人が居ても世帯的に無關係なれば同居人世帯としては一人世帯が五世帯と云ふ事になるのである。今、此の標準によつた數字を表として示せば上の如き結果を得る。

同居世帯規模	同居於各世帯= 人居有業者數					合計
	1人	2人	3人	4人	5人	
1人	1279					1279
2人	224	52				276
3人	99	24	7			130
4人	42	9		1		52
5人	17	3	1	1		22
6人	4					4
7人		3			1	4
同居世帯合計	1665	91	8	2	1	1767
同居世帯合計	1665	182	24	8	5	1884

之れによれば同居人それ自身の世帯では斷然一人世帯が多く全體の七二%も占めてゐる。此の問題は茲で論ず可きものでは無からうが同居人有業者整理の都合上、發表の機を得たので附加した次第である。

(一)有業者の地區別調査

次に是等有業者の地區別調査に移る。

有業者を先づ家族世帯についての有業者に限ると、其の總數五、一二九世帯、その有業者六、二二九人は六十三地區に平均して算出すれば一地區平均の有業世帯は八一・四世帯、有業人口は平均九八・八人となる。各地區別に検討すると次表の示す通りである。

第四表 各地區に於ける有業世帯及び有業者數

有業世帯數	1區	2區	3區	4區	5區	6區	7區	8區	9區	10區	11區	12區	13區	14區	15區	16區
有業者數	57	41	52	49	57	63	68	61	49	72	76	60	47	76	95	29
有業一世帯當り平均有業者數	1.15	1.07	1.17	1.12	1.14	1.14	1.13	1.22	1.14	1.32	1.42	1.40	1.36	1.10	1.31	1.41
有業世帯數	17區	18區	19區	20區	21區	22區	23區	24區	25區	26區	27區	28區	29區	30區	31區	32區
有業者數	55	66	160	93	73	74	91	55	98	64	69	41	80	47	47	84
有業一世帯當り平均有業者數	1.34	1.40	1.18	1.13	1.32	1.41	1.40	1.30	1.26	1.34	1.14	1.19	1.32	1.31	1.36	1.14
有業世帯數	33區	34區	35區	36區	37區	38區	39區	40區	41區	42區	43區	44區	45區	46區	47區	48區
有業者數	79	69	49	51	87	97	92	74	96	67	72	99	77	54	73	83
有業一世帯當り平均有業者數	1.25	1.33	1.34	1.54	1.32	1.33	1.39	1.19	1.39	1.23	1.34	1.34	1.35	1.37	1.23	1.24
有業世帯數	49區	50區	51區	52區	53區	54區	55區	56區	57區	58區	59區	60區	61區	62區	63區	全地域計
有業者數	69	84	106	93	95	67	115	101	49	121	101	104	110	83	118	4784
有業一世帯當り平均有業者數	1.27	1.34	1.33	1.36	1.22	1.31	1.30	1.30	1.22	1.35	1.35	1.43	1.29	1.34	1.51	1.30

有業者及び其の業態に現れた地域性

是等の地區中、有業世帯が平均率以上にあるもの二十四地區、以下のもの三十九地區で、有業人口については、平均人数以上のもの二十八地區、以下のもの三十五地區となつてゐる。有業世帯最高数は第十九區の一六〇であり、最低は、第十六區の二十九であるが、之れは、前號世帯情況について述べた所と變るものが無い。蓋し、世帯数の最も多い地區、最も少ない地區が、此の有業世帯の場合に於いても同様な特色を示してゐるのである。有業人口に就いても同じで、最高は第十九區の一八九人最低は第十六區の四一人となつてゐる。唯此の關係に對して若干の特殊性を示してゐるものが無いでもない。例へば、總世帯數に對して有業者の數の比較的に少なき場合、即ち有業世帯が比較的に少ない場合、(無業世帯の多い場合)等には、世帯數階級では比較的上位に在るものが有業者數の階級では低位に下ると云ふ事情が見受けられる。其の最も代表的な典型を第五十七區に於いて發見する。此の地區は總世帯數では全體の世帯數階級の中位に在り乍ら、有業者數階級では最低位に近づいてゐる。實數を示せば次の如くである。

第一例

第五十七區	
總世帯數	81
有業者數	59人
有業世帯數	49
無業世帯數	32
有業世帯比率	60%
一有業世帯當リ有業者平均	1.22人
總世帯ニヨル一有業者平均	0.73人

反之、他の多くの諸地區はいづれも有業人口が總世帯(有業、無業を含める世帯數)よりも多くなつてゐる。著しきは、次の如き場合もある。

第二例

第十八區	
總世帯數	68
有業者數	93人
有業世帯數	66
無業世帯數	2
有業世帯比率	97%
一有業世帯當リ有業者平均	1.40人
總世帯ニヨル一有業者平均	1.36人

更に別個の例を挙げれば第二區がある。次表がそれで

第三例

第二區	
總世帯數	49
有業者數	44人
有業世帯數	41
無業世帯數	6
有業世帯比率	87%
一有業世帯當リ有業者平均	1.07人
總世帯ニヨル一有業者平均	0.94人

是等三者を比較すると各々事情の異つてゐる事に氣がつく、第一例に於いては、有業世帯比率(六〇%)が頗る低

率である、しかし、有業世帯の平均有業者数(一・二二人)は必ずしも最低位ではない、其の點ではむしろ、第三例が最も極端な例を示してゐる。(有業世帯平均有業者数一・〇七人で全地區中の最低位に在る)しかし總世帯による平均有業者は、第一例が最も低率であり(〇・七三人)第三例之れにつき(〇・九四人)、第二例は反對に最高位を示してゐる(一・三六八)。此の地區は有業世帯の平均有業者数に於いても勿論相當の高位(一・四〇人)を示してゐる。(此の平均有業者数の最高は一・五四人で第三十六區)。

是等の事情に就いては他の機會に解説する所があらう。こゝでは、唯、かゝる顯著な例を示して一應の注意を喚起するに足る。

有業世帯一戸ニ對スル  
有業者平均數ノ階級表

平均人數	地區數	地區番號
1.5人	2	36.63.
1.4 "	13	11.12.13.16.18.22.23.31.39. 41.46.52.60.
1.3 "	26	10.15 17.21.24.25.26.29.30. 34.35.37.38.43.44.45.49.50. 51.54.55.56 58.59.61.62.
1.2 "	11	3. 8. 19.28.33.40.42. 47. 48. 53.57.
1.1 "	11	1.2.4.5.6.7.9.14.20.27.32

扱、以上の様な理由から、有業世帯の平均有業者数を調査するのも又、無駄でないと思はれる。此の數字は前の第四表末段に掲げてあるが、これを要約すると、全地域では有業世帯の平均有業者数は一・三人。各地區に就いて見れば此の平均以上の地區は、四十一地區、以下の地區が二十二地區である。表によつて示せば上の如くである。此の表の地區番號の欄によつて見ると、同じ傾向の地區は、番號が連らなつてゐる(地區的に隣り合つてゐる)事が判明する。そして最低率にある、諸地區(番號の若い地區)は三田通りの一帯の地域である事

を知れば、此の平均有業者數が何を語るか、一應想像する事を得よう。

(註) 此のところの所論には、同居人を全然加えてない。純粹家族中の有業者についてのみである。若し、同居人を各地區別に加へて來るとすれば、數字は更に特殊性を示すであらう。例へば上記の例中、第二例の地區(第十八區)は、一八〇人の同居人を有する。而して同居人の有業者率は比較的に高率であるからして、之れが加はれば同地區の有業者數及びその比率は更に顯著なものとならう。反之、第三例(第二區)第一例(第五十七區)は同居人等を有する事少ない。今、之れを簡單に示すと次の如くなる。

第二例

家族世帯有業者	93人
同居人有業者	79人
家族總人口	284人
同居人總人口	122人
有業家族比率	33%
有業同居人比率	65%
有業者合計比率	42%

第一例

家族世帯有業者	59人
同居人有業者	6人
家族總人口	33人
同居人總人口	31人
有業家族比率	18%
有業同居人比率	19%
有業者合計比率	18%

第三例

家族世帯有業者	44人
*同居人有業者	9人
家族總人口	178人
同居人總人口	18人
有業家族比率	25%
有業同居人比率	50%
有業者合計比率	27%

\*外ニ下宿人アレドモ  
詳細不明ナルニツキ特  
ニ算入セズ

此の場合に於いても、是等三地區の、有業情況に於ける特殊性が明かにせられてゐる。

此の平均有業者數の算出は各地區に於ける一世帯内の有業者數多少を説明するものとなる。即ち一世帯内に二人以上有業の世帯が多ければ、多い程、平均有業者數が大となるワケである。全地域の總數については前に述べた様に二人以上の有業者を含む世帯が有業世帯全數の二三%に當り、有業世帯の平均有業者數は一・三〇人になつてゐる

有業者及び其の業態に現はれた地域性

有業世帯ノ平均有業者數	有業世帯數	各世帯ニ於ケル有業者數ニヨル世帯ノ階級別						地番區號
		1人ノ有業世帯ノ%	2人ノ有業世帯ノ%	3人以上ノ有業世帯ノ%	3人ノ有業世帯ノ%	4人ノ有業世帯ノ%	5人以上ノ有業世帯ノ%	
1.54人	51世帯	30世帯	59	15	29	6	12	36
1.51 "	118 "	79 "	67	23	19	16	13	63
1.43 "	104 "	75 "	72	17	16	12	12	60
1.42 "	76 "	54 "	71	15	20	7	9	11
1.41 "	74 "	51 "	69	16	22	7	9	22
1.40 "	66 "	48 "	73	10	15	8	12	18
—								
1.31 "	67 "	52 "	78	11	16	4	6	54
1.30 "	115 "	87 "	76	22	19	6	5	55
—								
1.15 "	57 "	46 "	81	10	17	1	2	1
1.14 "	63 "	56 "	89	5	8	2	3	6
1.13 "	93 "	81 "	87	11	12	1	1	20
1.12 "	49 "	44 "	90	4	8	1	2	4
1.10 "	76 "	66 "	87	8	10	2	3	14
1.07 "	41 "	37 "	90	3	7			2

た。今、各地区全部の數字を掲げる煩雜を避けて代表的な地區を若干示すと上の如くである。上表の示すが如く有業世帯平均の有業者數が増大すれば増大する程、有業世帯の構成が複數的有業者を包含してゐるものである事が明瞭になつた。平均一・〇七人と云ふ最低率を示した第二區は既に前にも述べたが有業者一人を含む世帯が全有業世帯の九〇%にも及んでゐる。而して此の間の事情は次に説く業態別調査によつて明瞭にせられるであらう。

第二部 業態調査

茲に業態と云ふのは有業者の有業態様に就いて云ふのであつて、これを營業者と勤人とに分ける。即ち、自から獨立の商賣を經營してゐる有業者と他の經營に勤務する者とに分つ。而して之れを前述の世帯に就いて云ふならば有業世帯を(一)營業者世帯、(二)勤人世帯及び(三)混成世帯とに分ける。以下之れに就いて説明する。

(註) 此の營業及び勤務を中心とする業態調査も亦、その整理に當つて根本的に若干の無理を生ぜしめられた。即ち、原調査に於いて記入せられた職業名が、勤人なるや、又營業者なるやを直に判然たらしめぬものが少くは無かつたからである。勿論、大部分は典型的に兩者を識別せしめ得るものではあつた。例へば工場、店舗の經營、獨立の職人等、又勤人としては職工、會社員、事務員、學校教師、官公吏等々。しかし(一)一營業世帯に同職の有業家族數名存在する時には、如何に取扱ふ可きか、例へば、大工職、理髮店等の場合、世帯主の營業にその子弟が手傳つてゐる場合には、營業者を數名とするラケに行かぬ。此の場合には經營者のみを營業者として其の子弟は勤人として取扱ひ、世帯的には混成世帯に加へた。此の點、第一部に述べた家業手傳の人々を有業とするか、無業とするかの問題に關聯してゐる。即ち主として店舗等(雜貨商、食料品店等)に於いては家事手傳を既に有業としなかつた。従つて此の場合には營業主のみ有業者として營業世帯とした。反之、技術職的な職業、即ち前述した様に大工、左官、建具、鍛冶、理髮美容等の營業にあつては、世帯の家族中家業に従事する者があれば之れを有業者として、形式上「勤人」とする事によつて混成世帯に分類した。(二)同じ職的な職名でも實際上では營業者とするよりも勤人とした方が、場合がある。例へば大工職、植木職、寫職等の者であつても他の業者の下に勤めてゐる場合も在る。換言すれば通勤者の性質を帯びた場合がある。之れも各原票の記入諸



項目を参照して、適當なる判断の下に區別しなければならなかつた。(三)一人にして營業・勤務の兩者を兼ねた場合が少數乍ら發見された。駄菓子を賣り乍ら、同一人が(少くとも形式上では同一人が)工場、會社等に勤務してゐる場合である。斯くの如きは、本來、家の商賣は家族の他の者が、實際其の任に當つてゐるのであらうが、表面上には、同時に勤人たる世帯主の經營となつてゐる。斯くの如き場合は、混成世帯ではあるが、數字整理の上、複雑化するのを懼れて、營業者世帯として整理した。此の實際數字は極めて少數であるから問題とはなるまいと思ふ。(四)大會社、大銀行等の社長及び重役は之れを勤人に分類した。此の點も、整理上、困難のあつた點では是等の主腦者がどこまで個人的經營の性質を帯び、何處から、勤務的性質となるかに就いて判然たる境界を見出し難かつた。實際の記入事項に従つて、右の方針で大體整理したに過ぎなかつた。(五)營業者又は營業世帯は必ずしも、當地區に營業してゐるものではないが、大體に於いて其の土地に營業所を有するものと見て差支ない。例外的には、他の土地に營業所を有し、現住所は單に住宅に過ぎない場合が、見出された。此の點も一應顧慮したが、全體としては極めて少數であり、實際の記入方法に於いても、幾分之れを識別せしむる方法が採られてゐる。例は、〇〇商と記しても、其の經營所在地が附記されたり家に營業上の雇人がなかつたり、又、土地柄がその商賣に適してゐない様な事情で之れを判別する事が出來た。勿論こゝで營業者又は營業世帯と云ふのは、その土地に營業所を有するものに限らるべきで無いが實際上には、他の土地に經營を有する業者は極めて少數であつた。従つて、此の點で營業世帯の存在は營業地域と推定して差支ない事情があり、之れを認めるのは、必ずしも不當でないと思へる。

### (一) 總説

先づ有業者總數を營業者及び勤人に分けると、營業者——二、八八一人、勤人——三、三四七人で其比率は四六％に對して五四％である。次に世帯に就いて見れば營業者世帯は總數、二、二一六、勤人世帯は一、九八七、混成世帯が五八〇で其の比率は四六・二—四一・五—一二・一の割合である。

(註) 此の三種世帯の合計は四、七八三世帯で同時に有業世帯の總計でもあるが前條に發表したものよりも一世帯不足してゐる(有業世帯總數は四七八四)之れは一世帯丈け業態不明のものがある爲めで其の結果、整理不能となつた爲めである。此の一世帯は第二區の世帯で、有業者調査では有業一人としてとつたが(従つて有業世帯總數は上記の四七八四、有業者は六二二九人)業態調査では整理不能の爲め之れを除いた。世帯數、有業者數で一世帯、一人不足してゐる所以であり、以下の發表も之れに準じてゐる。

即ち營業者總數とは、營業世帯に於ける有業者全部と、混成世帯中の營業者數との合計であり、勤人總數は同じく勤人世帯の有業者全部と混成世帯中の勤人數との合計である。混成世帯の内容は、必しも營業者——一、勤人——一又は營業者——一、勤人——二又は三……の割合を以つて構成されてゐないが故に、個別的に營業者、勤人の數を算出するの外はない。後段發表の表はそれによつたものである。

先づ純粹家族世帯を基礎とする業態別有業者表を示すと左の通りである。

有業者及び其の業態に現はれた地域性

六二 (四六二)

有業者 家族 人数	營業世帯						混成世帯						勤人世帯						不明	世帯 合計						
	1	2	3	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5			6					
1人	148																								264	
2"	324	10					43														331	53			761	
3"	429	12					89	12													346	67	14		969	
4"	385	17					79	20	4												272	50	21		848	
5"	326	6			1		67	19	4												204	54	19	4	1	706
6"	228	7					62	16	7	1											155	39	14	3		532
7"	169	9					56	13	5	1											73	27	25	5		383
8"	85	2					22	13	4												25	11	11	4		177
9"	40	2					19	9	1	2											7	12	6	3	1	102
10"	10	1					2	4													2	1	3		2	25
11"	3						2	3													1	2	1		1	14
12"							1																			1
13"	2																									2
合計	2149	66	1	442	109	25	4	1532	316	114	19	5	1	1	1	1	1	1	1	4784					4784	
計人数	2149	132	3	884	327	100	20	1532	632	342	76	25	6	1	1	1	1	1	1	6229					6229	

此の表によつて見ると、營業者世帯は、前述の理由によつて、一營業、業主一人としたが故に一世帯内に二種以上の營業を有する以外には、全部有業者一人の世帯となつてゐる。反之、混成及び勤人世帯では、一世帯内有業者が、當然二人以上の世帯が存在する。其の割合を示すと次表の通りである。

	混成世帯	勤人世帯
世帯總數	580	1987
有業者1人ノ世帯數	—	77%
" 2人 "	76%	16%
" 3人 "	19%	6%
" 4人以上"	5%	1%

同居及び下宿止宿人等に就いては、性質上勤人が多く極めて僅かの營業者を含むに過ぎない。殊に同居人の場合の營業者には、其の性質上、營業者か勤人かの判定に迷ふ者が頗る多い。而して又、本格的な營業者を見出す様な場合には、同居人と云ふよりも普通の獨立世帯又は家族と看做す方がより適切と思はれる場合がある。

(註) 例へば世帯主は同居人に家の大部分を貸して了つて自からが一部屋裏に生活してゐるが如きは、名義上は此の世帯主が其の家の主人であるが、實質的には同居人が、世帯主に間貸をしてゐる様なものである。

兎に角、同居人中には純然たる營業者が無いでも無いが主には、他の營業者の爲めに働いてゐる勤人風のものが多いのは看過し得ない。此の方針

で整理した結果は次の數字である。

同居・下宿止宿人中有業者總數 一、八八四人 五九%  
 同 營業者數 一五八人 (八%)  
 有業者及び其の業態に現はれた地域性

有業者及び其の業態に現はれた地域性

六四 (五六四)

同 勤人数 (九二%)  
 一、七二六八  
 同 無業者数 (四一%)  
 一、三〇一人  
 合計 三、一八五人 一〇〇%

即ち下宿・同居人中にあつては、有業者中、営業者は僅か八%でしかない。故に此の数字を、前の家族世帯に於ける業態別に合計すると次表を得る。

全地域の有業者の業態別は以上の如くである。次には各地區別の数字を検討する。

(二) 有業者業態別調査—各地區別

先づ此の目的に對しては精密な表を用意すべきであらうが、全部の項目に亘つて表を作成する事は本誌では不適切と思はれるので、簡単にした表を發表するに止める、第五表がそれである。本表に於いては、各地區に於ける業態別世帯及び営業者・勤人の数字を對照せしめてある。問題になる點は本文中で、それに觸れるとして、一應、同表を通觀せられたい。

扱、各地區有業者中、営業者・勤人の業態別を見ると、全地域總數に於ける比率は四六—五四であつた。此の比率を中心に、各地區比率を上下に分

業態別 有業者數	營業者		勤人		有業者合計	
	實數	比率	實數	比率	實數	比率
家族世帯	2881人	45	3347人	54	6229人	100
同居世帯	158人	90.5	1725人	9.5	1883人	100
合計	3039人	37.5	5072人	62.5	8112人	100

類すると、営業者比率の優勢なる地區數は三十三、劣勢なる地區數三〇でほぼ均分してゐる。各業態有業者人口數は、各地區人口及世帯の大小に應じて變化するものであるから、之れをそのまま比較するのは無意味である。今、全有業者中營業者の占むる比率をその優劣によつて分類すると次の表を得る。

有業者總數・營業者階級表

營業者比率	地區數	地區番號
85%以上	1	2
80 "		
75 "	2	6.24
70 "	1	5
65 "	3	20.28.32
60 "	5	7.8.9.16.49
55 "	7	3.10.11.14.31.46.56.
50 "	11	4.13.17.27.34.35.43.47.52.55.61
45 "	5	15.23.38.44.58
40 "	9	1.21.26.29.30.33.39.40.48.59
35 "	9	18.25.36.37.41.50.54.60.63
30 "	5	12.19.22.42.63.
25 "	2	45.53
20 "	2	51.57

營業者比率の最高位は、第二區の八九%であり最低位は、第五十七區の二二%である。共に前項に於いて代表型として掲出された地區である事を憶ひ出して貰ひたい。若し結論を前に云ふ事を許されるならば、第二區は既に再三述べた様に三田通りの商店地區であり、第五十七區は網町の住宅地區である。その他、此の兩者に次ぐ地區を求

有業者及び其の業態に現はれた地域性

六五 (五六五)

めると、高位では第六區(七六%)第二十四區(七五%)第五區(七一%)第三十二區(六九%)第二十區(六八%)の諸區があり、低位では、第五十一區(二四%)第四十五區(二八%)第五十三區(二九%)第十二區、第二十二區(三〇%)第六十三區(三一%)第十九區(三二%)第四十二區(三三%)等がある。營業者数の高率な地區はいづれも商賣地區で、第六、第五、第二十四區は三田通り、第二十區は芝園、赤羽橋通り、第三十二區は三田市電車庫裏(西側)である。反之、低位の第五十一、第四十五區は豊岡町の一角で、第五十三區は網町、第六十三區は小山町の内部であり、第四十二區は聖坂上の一角に當り、第十二、第十九、第二十二の諸區は四國町、松本町の内部に位してゐる。

各地區に於ける同居人有業者の情況を見ると以上の地區の地域性を例證するものがある。業態別としては、同居人それ自體、既に説明した様に勤人が絶對多數を占めるが故に茲で問題となるのは、同居人中の有業者・無業者の比率であらう。此の關係は前項に於いて述べ可きであつたが、茲に特殊地區の地域性を説明する機會に及んだので、之れに簡単に言及しようと思ふ。全地域中の同居人有業者比率は、五九%であるが、有業者が五〇%以上の地區が五十五地區に及び、五〇%以下のものは僅かに八區に過ぎない。同居、下宿人世帯には、家族世帯が極めて少いから(前出)、無業者の多い事は、事實、無業者の集りと見なければならぬ。即ち其の典型的なのは學生階級である。従つて寄宿舎、寮、合宿等含む地區は、無業者率を多くしてゐる。反之、勤人同居の多い地區では、當然有業者比率が大となる。參考までに下宿・同居總人口に對する有業者(下宿・同居止宿人)の比率表を左に掲げる。

下宿・同居人總數中有業比率階級表

總人口 有業比 率	地區數	地區番號
80%以上	2	16.51
75 "	2	20.22
70 "	6	1.8.12.36.58.59
65 "	10	3.11.13.17.18.23.26.29.46.60
60 "	10	9.15.19.21.25.28.32.84.56.63
55 "	14	7.14.27.30.33.35.39.40.44.45.49.50.54.55
50 "	9	10.24.31.38.42.43.48.53.62
45 "	7	4.5.6.37.41.52.61
40 "	1	47
35 "		
30 "		
25 "		
20 "	2	2.57

(三) 各地區業態別世帯的特色

次に各地區の業態別特色を探求すると第五表に示す如くであるが、之れを總括して表にすれば次の三表を得る。

先づ營業世帯に就いて見れば、最高位は第二十區(六五世帯)第五十五區(六一世帯)第三十二、第六十一區(五九世帯)第五十六區(五七世帯)等であるが、最低位は第五十七區(一〇世帯)第十六區(一七世帯)第三十六區(一八世帯)

有業者及び其の業態に現はれた地域性

各地區勤人世帯比率表

勤人世帯比率	地區數	地區番號
70%以上	2	51.57
60 "	4	19.42.45.53
50 "	11	1.12.18.22.25.37.41.50.60.62.63
40 "	15	4.15.21.26.27.29.30.33.39.40.43.44.48.54.59
30 "	13	3.7.13.14.23.35.36.38.47.52.55.58.61
20 "	13	8.9.10.11.16.17.20.28.31.34.46.49.56
10 "	3	5.6.32
10%以下	2	2.24

有業者及び其の業態に現れた地域性

第十九區は一〇三世帯を有して斷然他を引き離して其の首位に在るが、比率的にも高位にある(六四・三%)比率の最高位は營業世帯の場合と逆に、第五十七區(七三・四%)第五十一區(七一・六%)によつて占られ、第二區の如きは僅か七・四%しか包含しない。此の一〇%以下の低位に在るもの、第二區の外に第二十四區在るのみである。勤人世帯の比率表を示せば上の如くである。

勤人世帯ノ地域的分布

世帯數	地區數	地區番號
100以上	1	19
75 "	1	51
70 "	1	
65 "	1	63
60 "	1	53
55 "		
50 "	2	25.60
45 "	4	41.45.58.62
40 "	10	15.22.37.39.42.44.48.50.55.59
35 "	8	12.23.29.33.38.40.57.61
30 "	4	18.21.52.54
25 "	6	1.14.26.27.43.56
20 "	7	4.7.20.30.34.36.47
15 "	7	3.10.11.13.17.32.35
10 "	7	5.8.9.28.31.46.49
5 "	3	6.16.24
5以下	1	2

營業世帯ノ地域的分布

世帯數	地區數	地區番號
60以上	2	20.55
55 "	3	32.56.61
50 "	2	6.58
45 "	2	19.44
40 "	9	5.7.11.14.23.24.49.52.59
35 "	16	2.8.10.15.25.27.33.34.37.38.39.41.43.47.48.60
30 "	8	3.9.17.21.26.29.40.63
25 "	9	4.13.18.28.31.46.50.54.62
20 "	8	1.22.30.35.42.45.51.53
15 "	3	12.36.16
10 "	1	57

有業者及び其の業態に現れた地域性

第十二區(一九世帯)である。既に述べた様に、營業世帯の多寡は、世帯總數の大小にも當然關係がある故に、此の實數丈を以つてしては、事情を明かに爲し得たとは云へないが、更に比率的に示すと、最高位、最低位の代表的諸區をその順位に配列して次の結果を得る。

地區番號	營業世帯比率
20區	69.5
55 "	53.0
32 "	70.2
61 "	53.6
56 "	56.4
12 "	31.6
36 "	35.2
16 "	58.5
57 "	20.4

而して比率的に最高に在るものは、第二區の九〇・二%であるが世帯實數は三六世帯に過ぎない。之れに續いて第六區の七九・三%をあげるが此の區は實數五〇世帯に及んでゐる。比率上の最低位は、第五十一區で一八・八%を占め色々の意味で特色ある第五十七區は二〇・四%で之れに次ぐ。是等の數字については、營業世帯の性質上前條の、營業者人口の比率について説明した所と重複する事多いから省略する。次に勤人世帯に就いて見れば、その實數による、階級表は次の如くである。

兎に角此の表と、世帯實數とを對照せしめて、各地區の特徴は一應檢出する事が出来るであらう。殊に勤人世帯と勤務有業者との割合は若干、興味をそゝるものがある。蓋し一世帯で何人勤務してゐるか云ふ事は一つの社會的經濟的事實であるから。此の點に論及する事は此の場合複雑化する恐れがあるから省略するとして、唯、かゝる事實が一應の手懸を提供してゐる事を推測するに止めよう。

最後に最も興味あるものは混成世帯の分布である。此の世帯は既に述べた様に營業世帯内に勤人家族を含むものであつて、従つて各世帯の社會的經濟的背景を物語るものとなる。今その分布を實數並びに比率によつて求めると次の如くである。

混成世帯ノ地域的分布(實數)

世帯數	地區數	地 區 番 號
25以上	1	58
20 "	3	38.52.63
15 "	5	10.11.15.47.56.
10 "	19	19.21.22.23.29.31.34.36 39.41.44.46.49.50.51.55. 59.60.61
5 "	24	1.6.7.8.12.13.14.16.17. 18.20.24.25.28.30.32.35. 37.40.42.43.53.54.62
5以下	11	2.3.4.5.9.26.27.33.45.48. 57

混成世帯比率階級表

混成世帯比	地區數	地 區 番 號
25%以上	1	36
20 "	7	10.31.38.46.47.49.52
15 "	8	11.22.23.35.50.56.58.63
10 "	26	1.7.8.12.13.15.16.17.18. 21.24.28.29.30.32.34.39. 41.43.44.54.55.59.60.61. 62
5 "	17	3.4.5.6.9.14.19.20.25.27. 37.40.42.45.51.53.57
5%以下	4	2.26.33.48

混成世帯はそれ自體が數少ない爲め、其の實數及び比率は必ずしも大きな數字として現はれて來ない。實數にしても、最高は二一世帯の第五十八區で、二〇世帯の第五十二、第三十八區が之れに次ぐ。最低では第二區の一世帯を最も代表的なものとする。次いで二世帯の、第二十六、第三十三區があり、三世帯ともなれば、第三、第四、第九、第五十七の諸地區がある。比率としては第三十六區の二五%を最高とし第二區の二・四%を最低とする。大部分は一〇%内外に集てゐる。實數に於いても、比率に於いても比較的に高位を占めてゐるのは、第三十八、第五十二區で前者は魚藍坂上、高輪伊皿子の四辻の一地带、後者は、綱町寄り豊岡町通りの地带である。元來混成世帯は、その性質上、如何なる地域にも存在の得ると云ふワケのものでない。營業の立地し得る土地であり又、それにも拘らず、内に勤務者を含み得る様な土地でなければならぬ。營業の立脚し得る土地としては、商工業地帯を擧げ得るが第二區を筆頭に三田通りの地带には、混成世帯の勢力が餘り甚しからざる事實がある。なほ是等の事情を各地區の事情に即して説明する爲めには、諸項目に互つて其の特徴の關聯を探求しなければならぬものであるが故に、本稿の目的以外に出る。本稿としては、例へば混成世帯は何處に、如何なる勢力を以つて存在してゐるか云ふ一方的の事實を擧げ得れば目的を達したのである。

結 論

以上「三田」街の有業者に關する調査の結果を報告し得た。以下以上述べた所を要約して、地域性の理解に關係あると思はれる部分を指摘して結論となさう。

本篇は、有業状態の調査を二方面より観察し、有業人口数と有業業態調査とした。此の両方面に於いて『三田』街が如何なる特色を示すか、又『三田』街内部の諸地区は如何なる特色を示すか、之れが問題である。第一の點は『三田』街全般の問題であつて、全地域としての有業状態は、他地域との比較を俟つて始めて明かにせられるであらう。總人口に對する有業者の比率、殊に家族世帯を中心としての觀察、之れは確かに、地域的特色を示す指針となり得るであらう。更に業態別による觀察を以つてすれば土地の經濟的活動に關して推斷を下す若干の資料を提供し得る。如何にして充分なる資料たらしむるかの問題に關しては、本報告の最後に於いて述ぶる豫定である。

第二の問題は、此の方法を『三田』街の内部各地区に就いて應用して見る事である。此の方法は、比較的容易である、蓋し資料、方法等について自給自足的であるから。換言すれば自分の材料によつて自己の方法によつて整理し得る統一性が初めから約束されてゐるから。

扱、前三回の報告と併せて、本回の報告は何を示し得たか。第一回報告は問題を提出した丈けであつた。即ち、本調査地域の人口構成の特色を検出して、「何故然かるか」の課題を與へた。換言すれば「然るべき根據を以つて」人口構成は斯々となる——と云ふ事實の解明が望まれた目標であつた。第二回の報告、即ち身分別人口構成は、第一回報告中の問題に答ふる所があつた。即ち人口の性別、年齢構成上の本調査地域の特色は、此の身分構成上の觀察によつて解明せられた。同時に身分別構成上の諸態様は又、土地の性質を物語り得るものではないかと云ふ課題を新規に提出した。

第三回報告は、世帯構成に基く調査であつた。家族世帯を中心として、漸次世帯構成の規模を擴大して來て、第二回報告に於ける身分別構成を、世帯を中心として分析して見た。純粹家族、使用人、同居人等の身分別を世帯構成に利用して、家族世帯、家族使、用人世帯、總人口世帯等の構成變化を求め、第二回報告を一段と發展せしめた。

今回の報告は、有業・業態調査報告ではあるが第三回報告中の方法を更に發展せしめたものである。即ち、單に有業、無業を見ないで、之れを世帯、殊に家族世帯を中心として觀察して來た。故に有業人口と共に有業世帯を得る事となり、更に其の業態別分析を成就し得た。従つて前三回の報告を受けつぎ、之れに對して更に一段と明確さを増して來たと云へよう、例へば或地區(又は全地域)の年齢、性別構成に於ける或る偏歪は、身分的に解明され、更に其れは世帯的に分析統一され、その世帯分析は有業及び業態調査と相俟つて、一層具體的に説明される様になつて來た。即ち或る特色はその地區居住者の職業的特殊構成に基くのたと云ふ所にまで進んで來た。故に報告者が茲に歩を進めんとすれば、當然職業調査に入らなければならぬ。即ち次報告は、今迄の報告經過の發展を繼承して、本調査地域の職業分析に及ぶであらう。

## 第五表 各地區業態別有業世帯及人口表

1區	*2區	3區	4區	5區	6區	7區	8區	9區	10區	11區	12區	13區	14區	15區	16區	17區	18區	19區	20區	21區	22區	23區	24區	25區	26區	27區	28區	29區	30區	31區	32區
22	36	32	26	43	50	40	39	32	39	43	19	25	43	43	17	31	25	47	65	32	20	41	43	38	33	36	26	34	21	25	59
38.7	90.2	61.5	53.0	75.4	79.3	58.8	63.9	65.3	54.1	52.6	31.6	53.1	56.5	45.2	58.5	56.3	37.4	29.3	69.5	43.8	27.0	45.1	78.2	38.8	51.5	52.1	63.4	42.9	44.6	53.1	70.2
6	1	3	3	4	5	7	8	3	17	15	6	7	5	14	5	8	7	10	5	10	12	14	7	3	2	4	5	12	6	10	9
0.5	2.4	5.8	6.1	7.0	7.9	10.2	13.1	6.1	23.6	19.7	10.0	14.8	6.5	14.7	17.2	14.5	10.6	6.2	5.3	13.7	16.2	15.3	12.7	8.2	3.1	5.9	12.1	12.5	12.7	21.2	10.7
29	3	17	20	10	8	21	14	14	16	18	35	15	28	38	7	16	34	103	23	31	42	36	5	52	29	29	10	36	20	12	16
50.8	7.4	32.6	40.8	17.5	12.6	30.8	22.9	28.5	22.2	23.6	58.3	31.9	36.8	40.0	24.1	29.0	51.5	64.3	24.7	42.4	56.5	39.6	9.0	53.0	45.3	42.0	24.2	45.0	42.5	25.5	19.0
28	39	35	29	49	55	48	48	36	56	60	25	32	48	58	25	40	34	60	72	43	32	59	54	48	38	42	32	45	27	35	68
41	89 (1)	57	54	71	76	62	64	64	59	56	30	50	55	46	61	54	37	32	68	44	30	46	75	39	44	53	65	42	44	55	69
40	4	26	26	20	17	29	27	20	39	48	59	32	40	67	16	34	59	129	34	54	73	69	18	76	48	37	17	61	35	29	30
59	9	43	45	29	24	38	36	36	41	44	70	50	45	54	39	46	63	68	32	56	70	54	25	61	56	47	35	58	56	45	31
33區	34區	35區	36區	37區	38區	39區	40區	41區	42區	43區	44區	45區	46區	47區	48區	49區	50區	51區	52區	53區	54區	55區	56區	57區	58區	59區	60區	61區	62區	63區	合計*
38	39	22	18	35	39	39	32	35	20	35	47	24	28	35	38	41	28	20	43	24	26	61	57	10	52	46	38	59	28	34	2216
8.1	56.5	44.9	35.2	40.2	40.2	42.3	43.2	36.4	29.8	48.6	47.4	31.1	51.8	47.9	45.7	58.1	33.3	18.8	46.2	25.2	38.8	53.0	56.4	20.4	42.9	43.5	35.5	53.6	33.7	27.9	46.3
2	10	9	13	8	20	13	6	13	6	8	12	4	12	15	4	14	13	10	20	7	8	14	16	3	21	12	12	13	9	17	580
2.5	14.4	18.3	25.4	9.1	20.6	14.1	8.1	13.5	8.9	11.1	12.1	5.1	22.2	20.5	4.8	20.2	15.4	9.4	21.5	7.3	11.9	12.1	15.8	6.1	17.3	13.8	12.5	11.8	10.8	15.2	12.1
39	20	18	20	44	38	40	36	48	41	29	40	49	14	23	41	14	43	76	30	64	33	40	28	36	48	43	54	38	46	67	1987
9.3	28.8	36.7	39.2	50.6	39.1	43.4	48.6	50.0	61.1	40.2	40.4	63.6	25.9	31.5	49.3	20.2	51.1	71.6	32.2	67.3	49.2	34.7	27.7	73.4	39.6	42.5	51.9	34.5	55.4	56.7	41.5
41	50	33	31	45	59	54	38	49	27	49	62	29	41	51	44	55	42	33	65	33	34	78	73	13	73	60	52	73	39	55	2881
41	54	50	39	39	45	42	43	37	33	51	47	28	55	52	43	62.5	3.37	24	51	29	39	52	55	22	45	44	36	51	35	31	46 (1)
58	42	33	48	70	71	74	50	85	56	48	70	75	33	48	59	33	71	107	62	82	54	72	59	46	91	77	94	69	73	124	3347
59	46	50	61	61	55	58	57	63	67	49	53	72	44	48	5	37.5	63	76	49	71	61	48	45	78	55	56	64	49	65	69	54

\*第二區ニハ業態不明ノ一世帯アリ、故ニ之レヲ省キ、從ツテ合計ニハ一區ニハ業態不明ノ一世帯アリ、有業者欄ニ於テ(1)トアルハソレヲ示ス



## 第五表 各地區業態別有業世帶及人口表

		1區	* 2區	3區	4區	5區	6區	7區	8區	9區	10區	11區	12區	13區	14區	15區	16區	17區	18區	19區	20區	21區	22區	23區	24區	25區
營業世帶數	實數	22	36	32	26	43	50	40	39	32	39	43	19	25	43	43	17	31	25	47	65	32	20	41	43	38
	比率	38.7	90.2	61.5	53.0	75.4	79.3	58.8	63.9	65.3	54.1	52.6	31.6	53.1	56.5	45.2	58.5	56.3	37.4	29.3	69.5	43.8	27.0	45.1	78.2	38.8
混成世帶數	實數	6	1	3	3	4	5	7	8	3	17	15	6	7	5	14	5	8	7	10	5	10	12	14	7	3
	比率	10.5	2.4	5.8	6.1	7.0	7.9	10.2	13.1	6.1	23.6	19.7	10.0	14.8	6.5	14.7	17.2	14.5	10.6	6.2	5.3	13.7	16.2	15.3	12.7	8.2
勤人世帶數	實數	29	3	17	20	10	8	21	14	14	16	18	35	15	28	38	7	16	34	103	23	31	42	36	5	52
	比率	50.8	7.4	32.6	40.8	17.5	12.6	30.8	22.9	28.5	22.2	23.6	58.3	31.9	36.8	40.0	24.1	29.0	51.5	64.3	24.7	42.4	56.5	39.6	9.0	53.0
營業者數	實數	28	39	35	29	49	55	48	48	36	56	60	25	32	48	58	25	40	34	60	72	43	32	59	54	48
	比率	41	89 (1)	57	54	71	76	62	64	64	59	56	30	50	55	46	61	54	37	32	68	44	30	46	75	39
勤人數	實數	40	4	26	26	20	17	29	27	20	39	48	59	32	40	67	16	34	59	129	34	54	73	69	18	76
	比率	59	9	43	45	29	24	38	36	36	41	44	70	50	45	54	39	46	63	68	32	56	70	54	25	61

		33區	34區	35區	36區	37區	38區	39區	40區	41區	42區	43區	44區	45區	46區	47區	48區	49區	50區	51區	52區	53區	54區	55區	56區	57區
營業世帶數	實數	38	39	22	18	35	39	39	32	35	20	35	47	24	28	35	38	41	28	20	43	24	26	61	57	10
	比率	48.1	56.5	44.9	35.2	40.2	40.2	42.3	43.2	36.4	29.8	48.6	47.4	31.1	51.8	47.9	45.7	58.1	33.3	18.8	46.2	25.2	38.8	53.0	56.4	20.4
混成世帶數	實數	2	10	9	13	8	20	13	6	13	6	8	12	4	12	15	4	14	13	10	20	7	8	14	16	3
	比率	2.5	14.4	18.3	25.4	9.1	20.6	14.1	8.1	13.5	8.9	11.1	12.1	5.1	22.2	20.5	4.8	20.2	15.4	9.4	21.5	7.3	11.9	12.1	15.8	6.1
勤人世帶數	實數	39	20	18	20	44	38	40	36	48	41	29	40	49	14	23	41	14	43	76	30	64	33	40	28	36
	比率	49.3	28.8	36.7	39.2	50.6	39.1	43.4	48.6	50.0	61.1	40.2	40.4	63.6	25.9	31.5	49.3	20.2	51.1	71.6	32.2	67.3	49.2	34.7	27.7	73.4
營業者數	實數	41	50	33	31	45	59	54	38	49	27	49	62	29	41	51	44	55	42	33	65	33	34	78	73	13
	比率	41	54	50	39	39	45	42	43	37	33	51	47	28	55	52	43	62.5	3.37	24	51	29	39	52	55	22
勤人數	實數	58	42	33	48	70	71	74	50	85	56	48	70	75	33	48	59	33	71	107	62	82	54	72	59	46
	比率	59	46	50	61	61	55	58	57	63	67	49	53	72	44	48	5	37.5	63	76	49	71	61	48	45	78